

令和6年第1回定例会

市長報告

小金井市立保育園廃止処分取消等請求事件について

本日は、貴重なお時間に市長報告として発言をお許しいただき、ありがとうございます。

令和6年2月22日に、東京地方裁判所において「小金井市立保育園廃止処分取消等請求事件」の判決が出されました。判決を踏まえた今後の措置について決定したので、報告させていただきます。

1 判決の内容について

判決では、その主文において、

- 1 本件訴えのうち、被告が小金井市長の令和4年9月29日付け専決処分によってした小金井市立保育園条例の一部を改正する条例に係る制定処分の取消しを求める部分及び被告が同条例の制定をもってした令和5年4月1日からの小金井市立さくら保育園の0歳児募集を廃止する旨の処分の取消しを求める部分をいずれも却下する。
- 2 小金井市長が令和5年1月26日付けで原告に対してした別紙児童目録2記載の児童の小金井市立さくら保育園の施設利用を不可とした処分を取り消す。
- 3 被告は、原告に対し、10万円及びこれに対する令和4年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 4 原告のその余の請求を棄却する。
- 5 訴訟費用はこれを3分し、その1を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

とされています。

主文1のとおり、小金井市長の令和4年9月29日付け専決処分によってした小金井市立保育園条例の一部を改正する条例に係る制定処分の取消しを求める部分及び被告が同条例の制定をもってした令和5年4月1日からの小金井市立さくら保育園の0歳児募集を廃止する旨の処分の取消しを求める部分をいずれも却下するとされており、他方、主文2のとおり、原告に対する施設利用不可処分は取り消されているところ、その主文に係る判断において、当該専決処分は違法、当該改正条例は無効と述べられています。

2 控訴について

市長として判決を重く受け止め、控訴はしないことといたしました。

控訴しないこととした理由は二つあります。

一つ目は、原告の方そしてお子さんを、これ以上不安定な立場に置けないということでもあります。裁判所が、当該児童の小金井市立さくら保育園の施設利用を不可とした処分を取り消すとした判断を重く受け止め、直ちに是正する必要があるためです。

二つ目は、前市長の専決処分を、違法である旨判断した裁判所の判断に異議がないからです。市長に就任し、機関の長として、行政の継続性確保という責任から一審に臨んでいましたが、専決処分は違法との判断を市長として重く受け止め、判決を尊重したいと考えます。

3 今後の措置について

(1) 当該児童の入所手続について

処分取消しにより、入所申請がされた状態となっております。速やかな小金井市立さくら保育園の入所に向けて手続を進めます。

(2) 賠償金10万円等の支払について

「金10万円及びこれに対する令和4年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員」を原告に支払います。

なお、速やかに支払う必要から、適切に予算を措置し、対応させていただく必要があると考えております。

以上、「小金井市立保育園廃止処分取消等請求事件」について、

① 判決を重く受け止めて控訴はしないこと。

② 当該児童の受入れや賠償金等の支払を速やかに行うこと。

を御報告しました。これらの措置を講じてまいります。

なお、小金井市長の令和4年9月29日付け専決処分によってした小金井市立保育園条例の一部を改正する条例に係る制定処分の取消しを求める部分及び被告が同条例の制定をもってした令和5年4月1日からの小金井市立さくら保育園の0歳児募集を廃止する旨の処分の取消しを求める部分をいずれも却下するとされました。また、現

在、市立保育園全体では退職等に対する保育士を確保できず欠員が生じており、段階的縮小の取組を進めていました両保育園において0歳児・1歳児の募集を再開し、その児童を受け入れるための安定的な保育体制の確保ができない状況です。

このため、段階的縮小の取組が進んでおりました小金井市立くりのみ保育園及びさくら保育園における0歳児・1歳児の募集を直ちに行うことはできません。

市立保育園において安定的な保育体制をどのように確保していくかについては、保育体制や施設等の老朽化などの市立保育園を取り巻く課題への対応を踏まえた上で市立保育園の在り方を整理する必要があると考えております。市全体の保育の質の向上を図ることに向けて、どのように、いつまでに整理していくかを現在検討中です。